

八王子市に住民票のない方で接種を希望される方へ

八王子市に住民登録がない方が、本市が実施する接種会場及び医療機関で接種を受けるには住所外接種届が必要です。下記事項をお読みいただき、必要書類を揃えて保健所へ提出してください。

【対象者】

- ① 単身赴任者
- ② 災害による被害にあった者、避難者
- ③ 遠隔地へ下宿している学生
- ④ 出産のために里帰りしている妊産婦
- ⑤ ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者
- ⑥ その他市町村長がやむを得ない事情があると認めた者
※①～⑥の方は市内に居住実態があることが条件となります。
- ⑦ かかりつけである市内の医療機関で接種をする方
※新型コロナワクチン個別接種実施医療機関に限ります。対象の医療機関については市のホームページをご覧ください。

【提出に必要な書類】

1. 住所外接種届（新型コロナワクチン）
2. 住民票のある自治体から送られた接種券のコピー
3. 八王子市に居住実態があることを証するもののコピー（※）
例：免許証(住所変更した場合は裏面含む)、公共料金の領収書、住居契約書、家主・管理人等からの居住証明書、公共施設の利用者証（住所記載があるもの）、交通定期券等、自分宛の郵便物の送付状等
※11歳以下のお子さん及び、対象者⑦の市内のかかりつけ医療機関で接種を受ける方は不要です。
4. 直近で接種した接種記録が分かる書類のコピー（接種済証、接種記録、接種証明等）

【提出方法】

- ・ 郵送
〒192-0046 八王子市明神町三丁目 19 番 2 号東京たま未来メッセ庁舎・会議室棟 4 階
八王子市保健所新型コロナウイルスワクチン接種住所外接種担当宛
- ・ F A X
0 4 2 - 6 4 4 - 9 1 0 0

【届出不要の場合】

八王子市が実施する集団・個別接種による接種を受けない以下の場合には届出が不要です。

- ・入院患者・施設入所者
- ・副反応のリスクが高い等のため、体制の整った医療機関での接種を要する場合
- ・市町村外の医療機関から往診により在宅で接種を受ける場合
- ・勾留又は留置されている方、受刑者

【お問合せ先】

八王子市保健所新型コロナウイルスワクチン接種体制確保担当 TEL 0 4 2 - 6 4 5 - 5 1 1 1